

令和6年度宮城県私立高校生等奨学給付金について

宮城県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)」を活用し、低所得世帯の生徒の保護者等に対して授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給しています(返還の必要はありません)。

1 支給要件等

基準日※現在、私立の高等学校・中等教育学校(後期課程)・高等専門学校・専修学校(高等課程)・各種学校及び高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者で、次の要件を全て満たす場合に対象となります。

※7月1日(7月1日までに家計急変した場合は7月1日、7月2日以降に家計急変した場合は家計急変の発生した月の翌月(家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した月)の1日)

①保護者等全員の住民税所得割額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること

家計急変による経済的理由から住民税所得割額が非課税相当である世帯も対象となります

②保護者等全員が宮城県内に住所を有していること

③生徒が就学支援金(又は学び直し支援金等)の受給資格を有する者であり、高等学校等に在学していること

④児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

2 支給金額(年額)

表の区分毎に、以下の金額が支給されます。

世帯区分	全日制	通信制
①生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円	52,600円
②住民税所得割額非課税世帯(第1子)	142,600円	52,100円
③住民税所得割額非課税世帯(第2子以降)	152,000円	

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

※家計急変の場合の支給金額

①7月1日までに家計が急変した場合は、年額を支給

②7月2日以降に家計が急変した場合は、家計急変の発生月に応じて月割りで支給

3 申請方法

裏面に記載されている必要書類を下記提出先まで〇〇(郵送・持参等)してください。

提出期限	①非課税世帯・生活保護(生業扶助)受給世帯	令和6年〇月〇日
	②令和6年7月1日までに家計が急変した世帯	
	③令和6年7月2日以降に家計が急変した世帯	令和7年〇月〇日
提出先	〇〇〇〇～	

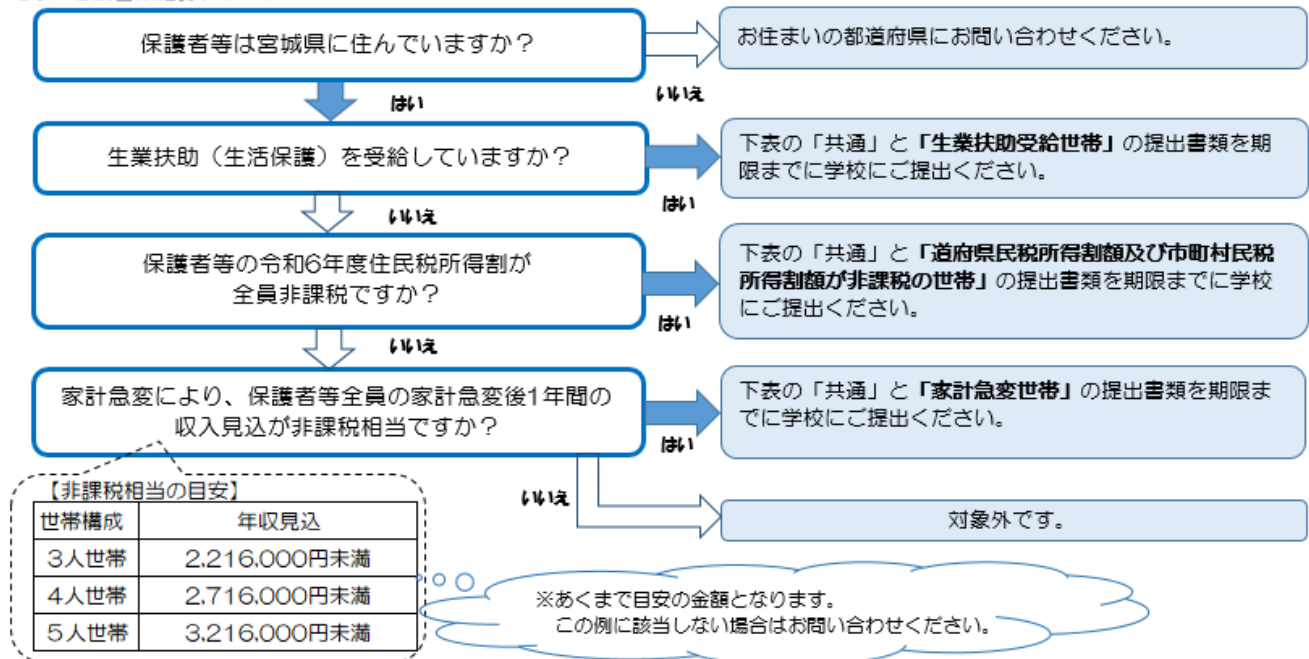
4 その他

(1)奨学給付金は、支給決定後、申請書に記載の口座に振り込みます。支給は原則として受付順で行いますが、書類の不足や記載内容の確認が必要な場合は、順番が前後することがあります。

(2)支給時期をお問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。支給の有無が決定しましたら、書面にてお知らせします。

(3)虚偽の申請や不正受給が判明した場合は支給決定を取り消し、返還及び違約金を課す場合があります。

対象・必要書類確認チャート



世帯区分	提出書類等
共通	(1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (2) 口座振込依頼書(申請者本人の口座) (3) 振込先口座の通帳表紙等の写し(銀行名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの)
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	(4) 保護者等(父母等)全員の令和6年度の課税(非課税)証明書等(写し可) ※収入の有無にかかわらず保護者等全員分の提出が必要です。 (5) 対象高校生等以外の、15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養している子の扶養誓約書
生業扶助受給世帯	(4) 基準日現在、生業扶助の措置状況が確認できる書類(写し可)
家計急変世帯	(4) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類(写し可) ※離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など ※収入が無い保護者等については、令和6年度の課税(非課税)証明書等 (5) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類(写し可) 【家計急変前】 令和6年度の課税証明書等 【家計急変後】 会社作成の給与見込(家計急変後1年分)、家計急変後3か月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など (6) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類(写し可) ※扶養親族の記載が省略されていない課税証明書、扶養親族全員分の扶養誓約書 (7) その他必要な書類(県から個別に依頼があったときのみ)